

審議経過（議事録）

- 1 開会
- 2 あいさつ
- 3 議事
 - (1) 事務局より資料1に基づき検討会の進め方について説明
 - (2) 事務局より資料2、3に基づきこれまでの検討会での意見の整理について説明
 - (3) 協議 特別支援教育の現状と課題

【渡部会長】

検討会の進め方については、案に示された方向で進めていく。

これまでの意見の整理について、特に質問がなければ、早速協議に入る。

このあり方検討会では、検討事項として当初より大きく3つ示されている。1点は特別支援学校の整備について、2点目が医療的ケアについて、3点目が県と市町村との役割分担についてである。3つのテーマに沿って進めていくが、便宜的に6つの視点を定義した。

本日の協議は6つの視点で進め、その後その他ということ議論を進めていく。また、視点で示されている見出し、例えば「地域の支援体制の整備」といった文言自体についても御意見をいただきたい。

今回は、現状と課題の抽出においては重要な会議になる。できるだけ様々な現状や課題を網羅的に集約できるとよいと思っているので、活発な御意見をいただきたい。

初めに、「視点1 地域の支援体制の整備」について御意見をいただきたい。

【田村副会長】

少子化にもかかわらず特別支援教育を希望するお子さんが増えている。その中で、学校では課題を感じているが支援が行き届かない子どもたちがおり、そのようなケースに対してどのように支援の手を差し伸べていくかが課題であると思う。

人的配置の問題については、学校の教員や特別支援学校のセンター的機能だけで全てをカバーしていくのは難しい現状がある。放課後支援や公的な立場に基づくスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーとの連携が重要になってくると思う。

【渡部会長】

支援体制という文言は「教育支援体制」というところかと思う。学校をサポートするというよりも学校の教育環境そのものである。整備する上で、義務段階と高校段階とを見通しながら進めていかなければいけない。

検討にあたっては、できれば evidence-based で、根拠を基に記載していくことが必要である。

資料3「視点1 地域の支援体制の整備」の〈現状〉に示されている2つ目の丸の発達障がい教育相談の件数が増えているのは事実であるが、保護者の理解が深まっているから増えているかは一概には言いにくい。

また、教育相談コーディネーターの専任化、教員の加配については、対象となる児童・生徒数の増加を踏まえどのように行われてきたのか。

加えてセンター的機能の活用について、確かに小・中学校では特別支援学校のセンター的機能を活用して個別教育計画の作成や支援方法、就労に向けた取組みの相談を行い、支援を受けているが、その具体的な実態についてどこまで進んでいるのか。これらについて

可能な範囲で関連する資料があるとよい。

現状としては、資料3「視点1 地域の支援体制の整備」に上がっていることである程度の把握ということではよい。＜今後の検討に向けて＞という意見についてもこのあたりでよろしいか。

【齋木委員】

県立の特別支援学校のセンター的機能が市町村の小・中学校の中で相談件数などの実数ではなくて、地域のセンター的機能が各学校の支援体制として自立したものになっているかどうかは難しい点がある。各学校の主体性や持続性の確立というよりは、各相談担当者にまかされている部分がある。ケース会を開き、課題をまとめ助言を行い取り組んでいくが、また別のケースについては別途の依頼が来る。指導の充実を図る仕組みという点においては、もう少し課題を抱えている小・中学校の中で、各特別支援学校が持っている専門性を習得し、充実していく仕組みがないと厳しい。

例えば、前任校の時には、市が主催者となり、課題を抱える子どもたちのケース会をどう扱うか、市内の小・中学校の特別支援学級の担当者が参加し、そこに特別支援学校の教員も呼ばれる形で定期的に研修会が開かれていた。指導の充実を図る仕組みづくりが市町村から投げかけられ、特別支援学校や県立総合教育センター等が協力していくという関係性になるとよい。

【森委員】

藤沢市も同様に市が主催して特別支援教育に関わる人材を育てるような研修を行っている。各市町村教育委員会は、特別支援教育に関わる人材の力を上げなければいけないという思いがあり、システムを作ろうと取り組んでいると思う。しかし、できることとしては年に1～2回、頑張っても2か月に1回開けるかが限界である。そこに参加するのは特別支援教育に初めて携わる教員や介助員、支援員等である。市によって研修対象者については検討し研修を行っていると思うが、そのような研修では、どうしてもケースの検討になっていってしまう。

学校が組織として力をもつためには、コーディネーターを育てる、教員を育てるだけではなくて、管理職を含めた学校組織の仕組みをどう作っていくのが大切だと思っている。

特別支援学校の相談件数の推移はデータとしてはあるが、ケース数の変動でなく小・中学校が力を付けたから特別支援学校への相談件数が減ったということを示せるとよい。

【田村副会長】

いろいろな試みが市町村段階で行われている。例えば教育相談コーディネーターの連絡会を上手く使ってその地区の特別支援教育の状況や課題を吸い上げているというケースもあれば、特別支援学級の担任が集まる研究会などに特別支援学校の教員にも来てもらい一緒に検討する等、様々な取り組みを行っていると思う。しかし、それがどういうシステムで上手くいっているかいないかという評価は足りないし、それを全県的に広めることができるかどうかは課題であると思った。

【渡部会長】

おそらく次とも関連する話である。あらためて全体が終わったところで意見交換の場はもつ。「視点2 支援システムの充実」について議論を進めていく。

さきほど副会長が発言をされたスクールカウンセラー等の関連する人材については、ここに入ってくる要素でよい。

【田村副会長】

スクールカウンセラーの立場は学校からは離れられない。相談に来るのを待たざるを得ない。スクールソーシャルワーカーは相談者とスクールカウンセラーの間をつなぐ役回りがある。そういう上ではスクールソーシャルワーカーに期待するが、人数がたくさんいるわけではない。

機関連携というところでいうと、いろいろな専門機関とどのように連携するシステムを作っていくかが課題であると思う。

【渡部会長】

もっと大きいことを言えば県と市町村の役割分担も入ってくるかと思う。

【江川委員】

最近外来で、高校を卒業して発達障がい、あるいは軽度の知的障がい、あるいは知的境界域の方たちが社会に上手く適応できなくて、家の中で閉じこもりがちになって相談に見えるケースを多く経験するようになった。数からいうと特別支援教育の対象児童・生徒と認識されている数以上に母数があるだろうと思われる。みんなの中で今まで何とか頑張ってきたけれども友達関係が上手くいかない、不登校気味になってきた、あるいは大学への進学は難しく一般就労したがその中で不応適やいじめの対象になってしまうようなケースは、実は潜在的には多いような気がする。

日本の福祉でよく言われることだが、欧米諸国から比べると日本の障がい者手帳の取得者は半分以下である。ボーダーラインをあまり含まないような福祉施策が日本では対象となってきた。もっとも分かりやすい事例は、昨今話題になっている障がい者雇用で、就労支援事業を受けるために療育手帳を取得するケースがあるが、何らかの理由で療育手帳をとれない人も結構たくさんいて、その人たちが福祉の対象外になっているということが課題である。

高等学校の教育相談では、学校教育の中に適応が難しい子どもたちにも広く門戸を広げて相談を受け入れているのか知りたい。

【成田委員】

支援システムの充実では、特別支援学校が行うものとそれ以外が行うものとあるがここでは特別支援学校と限定して話していくものなのか。

【渡部会長】

この会議は今後の特別支援教育のあり方について、そのうちの一つのテーマが特別支援学校の整備である。上位には特別支援教育のあり方がある。その中で議論していく。特別支援学校の整備もそれらの議論がない中で検討していくのは実態にそぐわないと思う。広範囲で特別支援教育ということ、今の江川委員に御指摘いただいたような発達障がいのある児童・生徒も含めて考えていかなければいけないとは思っている。

【成田委員】

資料の現状には特別支援学校のセンター的機能だけ述べられている。特別支援学校が担うところだけなので、小・中学校や高校でのシステムがどうなのか現状についても表記していくことが必要かと思う。そこからまた課題や構築していくものが見えてくると思う。それは1の地域の支援体制の整備と関わることもかもしれない。

【吉川委員】

高等学校の現状であるが、先ほどセンター的機能の活用で御指摘があったとおり、本校の場合も秦野養護学校との連携はかなり頻繁にお願いしているところがある。ただ、個別のケースの相談がほとんどである。高校の教員ではどう対応していったらよいか分からないという時に、教育相談センターがよいのか、学校のスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーがよいのか、管理職も判断して、その中で特別支援学校への相談につなげるということが多い。校内の支援体制の構築につながるのがもちろん望ましい。ケース相談をすることで、ケース相談から高校の教育相談体制の組織改革につながっていく。

例えば教育委員会の指導主事が学校の抱えている問題に対して助言をするだけでは不十分で、それをもとに校長がどんなふうにして学校の組織を変えていくかというところまで簡単にいえば見通せるようなアドバイスができると指導主事の助言で学校がよくなったというように、そのような関わり方が求められている。本校の場合は入口のところで止まっていて、ケースで終わっている。校内の相談件数について、スクールカウンセラーの相談件数等、相談内容や相談数の情報は、それぞれの学校が取っていると思う。相談先をどのように振り分けているのかということがおそらく小・中学校や高校では大事なところで、そこを担っているのが教育相談コーディネーターであり、教育相談コーディネーターの技量があがってこないと相談内容に合わない場所へ相談を振り分け、ケースが上手く使えないということになる。

【渡部会長】

今の教育相談コーディネーターの力量と合わせてどういうところに振り分けをしているのか、そこで活用している人材や資源、あるいは今は活用できていないが学校を支えていく時にあったらよい支援についてお気づきのことがあればさらに伺いたい。

【吉川委員】

相談を受けた教育相談コーディネーターや管理職が、難しい相談内容への対応について県立総合教育センターに助言を求めることはよく行われている。県立総合教育センターでは教育相談コーディネーターのフォローアップ研修も行っている。教育相談コーディネーター同士の連絡協議会も年に数回開かれていて、そのうちの1回は県立特別支援学校を会場にして行われているかと思う。そのようなことから特別支援学校も相談先として活用されてきている。一つの相談場所だけではなく、セカンドオピニオンをもらえるような複数のチャンネルがあればと思う。

【窪島委員】

居住地交流についても意見させていただきたい。居住地交流はただ交流に行けばよいのではなく、そこでもちゃんとした教育をしようと考えるところにどういうふうに推進していけばいいかというのが根底にある。藤沢市立白浜養護学校の状況を聞いていると交流が必要なのは間違いないと思っているが、交流を増やしても残っている子どもたちもいるので全ての交流に教員が必ず同行することは難しい現状がある。

授業としてしっかりとカウントすることを考えていくと特別支援学校の教員の問題や受ける側の学校の問題を忘れてはならないと思う。

特別支援学校においては、当該の教員が学校を離れなければいけない状況の指導体制をどうするか、帰ってきてそれをどう生かすか、行った先でどう生かすかなどがあげられる。様々な課題がある。

【渡部会長】

あらためて子どもの居住地交流等についてのきちっとした議論を進めていかなければいけないという御意見である。

「視点3 特別支援学校の整備」について御意見をいただきたい。

【田口委員】

資料2の7ページ、通級指導を受けている児童・生徒の推移、4ページに特別支援学級の障害別の児童・生徒数の推移がある。この状況をみると知的障がいの子どもの数も確かに増えているが、自閉症・情緒障害学級に在籍している子どもが多い。こういう例は他県と比較しても2、3の例しかない。この状況が何なのかということの分析は必要であると思う。

特別支援学校高等部の生徒の増加が著しいと記載されているように、知的障害教育部門しかない特別支援学校に知的障害学級から子どもが来ているだけではなくて、自閉症・情緒障害級がものすごい数で増えている。その子どもたちの後期中等教育の場の整備が遅れており、そこが特別支援学校の児童・生徒数が膨らんでいる原因にもなっていると思う。

視点を変えると、特別支援学校は平成25年9月に学校教育法施行令の一部改正があった。現状を見ると、従来の22条の3に該当しないお子さんたちが結果として、特別支援学校を選ばざるを得ない状況になっているかと思っている。今回、高校の中で知的障がいのあるお子さんを受け入れる仕組みを整えていく必要があると考えたのは実はその部分である。

障害者基本法で行くと、身体、知的、精神、視覚、聴覚、慢性疾患とあるが、精神障がいのくくりの中に入っている発達障がいのお子さんで知的障がいのあるお子さんや、知的障がいのお子さんは、他の障がいに比べて高校教育を受ける機会が学力検査のハードルでなかなか叶わなかった。その部分のハードルを下げないと、高校で学べる可能性がある子どもたちが、結果として特別支援学校という流れになってしまっているというところがある。

現在高校では、インクルーシブ教育実践推進校（パイロット校）3校で72名の子どもが学んでいる。平成32年から14校で1校あたり21名ずつ受け止めていける仕組みとしていく。ただ受け入れるだけではなくて支援の体制も整えていく必要があるので、そういう部分も含めて今取り組んでいるところである。

一番この部分の仕事をしていて思うのは、個に応じた支援は丁寧にやられてきているが、個に応じた支援が大人の都合で使われていないかということである。支援が必要、あるいは勉強がという場合に、特別支援学級、特別支援学校と大人の都合で使われているところが多いのではないかという気がしている。

高校でインクルーシブ教育を広げていく時に、小・中学校も一緒だと思うが、授業改善の視点をもたないと絶対に上手くいかない。授業改善の視点のポイントは、教員が教えたい方法やこれまでの経験則で対応するその視点から、子どもの学びやすさや子どもが学習したい方法などに着目しないと成果としては上手くいかない。結果として、通常学級から特別支援学級に押し出され、特別支援学級から特別支援学校に押し出されという状況が結構多いのではないかと思っている。そういう中でお互いに理解をする機会が減ってしまい、そういうものだという認識が生まれてしまっている。インクルーシブ教育の中心には、「相互理解」をおいて取り組んでいくことが必要であると思っている。

今のままでは、これまで特別支援学校の得意な指導の分野ではない子どもも特別支援学校に入学してきて、「特別支援学校は何をやっているんだ」という声も出てくるのではないかと思っている。専門性が少し違う児童・生徒が入学してきている気がする。

【上田委員】

小学校は特別支援学級に行ったが、中学校からは特別支援学校に進学した。話を聞いている中で障がいの軽度の子どもたちと障がいの重い子どもたちの話をしているように感じていた。田口委員の話のとおり、障がいが重くはないが支援が必要な子どもたちが地域の中で学ぶ環境が十分でないと感じている。

【阿部委員】

田口委員の話の「大人の都合」は先生の都合なのか、保護者の都合なのか。私が経験してきた中では先生の都合のように感じている。私は息子が他から刺激を受けたくさんの影響を受けて学べるものを身に付けていってほしいと思い通常学級に入れさせたいと思ったが、進路指導で「通常学級では40人を担任1人で見ている。その中に入れるのか。特別支援学級に行けば手厚く見てもらえる」と言われ特別支援学級に進学をした。親からすると特別支援学級を選ばされたという感じがある。障がいの状況を言えば当たり前の道だと思うが、親としてはもしかしたらという可能性や環境が違ったらもっと身に付くものがあるのではないかと考えたりする。

【田口委員】

先生か保護者かというよりも、教育のシステムの問題がある。日本の教育のシステムが従来そうになっていた。ここは着目していかなければいけない。障害者差別解消法ができたことにより合理的配慮や基礎的環境整備が言われたのと付随して、学校教育法施行令が一部改正されていることを踏まえれば、やはり地域の学校で学んでいけることを追求する。第1回の検討会でも意見があったが、子どもたちは地域で学んで地域で育ち、地域で生きている。その部分に今一度目を向けていくことが大切である。

【渡部会長】

そういったことを議論するための場である。

整備の状況で、県と市町村と情報共有を図りながら特別支援学校の整備を進めているということが一文あるが、県と政令市の情報共有の現状やどのように役割分担をしながら整備を進めているのかといった現状が見えにくい。現状を確認しながら検討を進めていく必要がある。

【窪島委員】

特別支援学校の整備という話として、インクルーシブ教育推進実践校が増えることもあり、また、今日的话题としても議論がそちらに流れてしまうが、特別支援学校を増やさずにインクルーシブ教育実践推進校に入れていくという考え方があるとしたら疑問に思う。

特別支援学校の専門性は求められているのだから、そこは充実すべきである。藤沢市の現状からはキャパがないから充実した専門性が発揮できないところがあると感じている。だからこそ特別支援学校の充実した整備をしていくことは必要であるだろう。一方でインクルーシブ教育実践推進校が始まり実践校も増えていく。それはそれで絶対に必要なものであるが、そちらだけに流れてしまうのは危険かと思う。

【稲葉委員】

先ほど会長の方から県との情報共有について話があったが、本市は政令市であり、県とはいくつかの定期的な話し合いの場などを設けさせていただいている。政令市同士でも情報共有の場は設置している。

本市としては、人口増加が著しく顕著であり、特別支援学校への就学を希望する者も多く、入学枠の拡大が望まれる。県内では地域差があると認識している。資料2の12ページに特別支援学校の在籍者数の推移がある。高等部が増えている実績があるが、小学部、中学部が増えていないかということ、そこでの課題や問題がないということではない。横浜も川崎も一番苦しんでいるのは小学部1年の就学の問題である。

情報共有は行っているし、課題の認識のすり合わせも行っているが、いろいろ課題が大きいので、十分な解決の方向性を見出しているのかということではないというのが現状である。

【折笠委員】

先ほどインクルーシブ教育実践推進校が増えていく中で、そちらにシフトしていくのではないかという話があったが、県教育委員会としては、インクルーシブは「ともに生きる」ということで、特別支援学校の必要性はある。ここもしっかり充実させていくことは考えている。両方をしっかりやっていきたいと思っている。

【田村副会長】

文部科学省が公表している全国の中学生の進路状況であるが、特別支援学級の生徒で通常の高校を選んでいるのが3分の1、全部が特別支援学校高等部に来ているわけではない現状がある。試験の問題があるので定時制やサポート校などがあると思うが、子ども自身がどういう思いを持って進路を選んでいくかがとても重要になってくると思う。特別支援学校の分教室に来た子どもたちの中で、自分はここに来るべきではなかったと思って3年間過ごす子どもたちもいる。システムや大人の話で議論が進んでいるところがあるが、子ども自身の気持ちをどう育てるのかということを考えていかなければいけない。自分自身が選びとったという気持ちを持ってないままというのはかわいそうだと思う。

【田口委員】

小・中学校の特別支援学級で学び、高校に入学したお子さんの事例。そのお子さんが書いた作文の中に、「小・中は特別支援学級だった。交流級があり、その中に自分の番号があったが、46番だった。今はみんなの間に名前が入っていて、初めて人間として扱ってもらった気がする」という作文を書いている。他の事例で、「運動会の時だけ交流とって交流級に行っていたけれども運動会の時だけ行っても相手も理解してくれない。自分も遠慮しがちにしなければいけない。そういう苦しさがなくなった」ということを書いている子どもがいる。子どもの本当の気持ちについて、小さい段階で聞くのは難しいところはあるが、きちんと受け止めていく必要があると思う。

【渡部委員】

次に、「視点4 進路指導の充実」について御意見をいただきたい。

【齋木委員】

知的障害と肢体不自由と2つの方面から進路指導を考えた時に、知的障害の部門についてはこれまで企業と学校との連携や、保護者と学校との連携について定期的に場を持ち行ってきており、ある程度の形ができてきている。肢体不自由の重心の方々の進路については地域の受け止め力に左右される部分がある。本人・保護者のニーズに答えるだけのインフラができあがっていないという感じがする。障がいの程度もある中で、卒業生の力に応じた進路先を選んでいるのかということを考えてみた時に、まだまだ進路先を開拓してい

く必要性が高いという課題を感じている。

【成田委員】

現状として進路先にかかることが述べられているが、進路に関しては、子どもが自分の進路をどう決めていくかプロセスに関する取組みが学校として大切だと思う。そのプロセスについての現状や自分で自分の進路を決めて責任を持っていくということについての検討を今後どうしていくかといった視点が必要なのではないかと思う。

【田村副会長】

東京都と比較すると、東京都は就労支援を前提とした取組みを行い、就労率を上げている。神奈川県では横浜市は高等特別支援学校があるが、県立ではあえてそういうことをしていない。コース制を引くなどの工夫を行ってきたが、最近やめてしまっているところも多い。コース制は就労のためでなく子ども自身のそれぞれの意思や特性を伸ばすというつもりでやってきたが、なかなかうまくいかない。学級編制についても基本的に一つのクラスの中にいろいろな子どもがいる。東京都は自閉症の児童・生徒で編成した学級を作っている。考え方はいろいろあり、成果があがっているかどうかは吟味しなければいけないと思う。今の神奈川県のやり方自体について私は評価しているが、特に進路に絡んでくると今後を考えていった時にどうなのかというのはある。

【渡部会長】

情報提供について資料に書かれていることは高校段階への進路の話だった。プロセスという話は、小・中・高校、それぞれの中での進路指導の取組みや情報提供の問題が課題となっているということかと思う。

次に、「視点5 医療的ケアの重度化への対応」について御意見をいただきたい。

【江川委員】

背景の説明からもう一度させてもらおうと、かつて例えば今課題になっているような人工呼吸器が必要になったお子さんの場合、病院での長期入院という形態で対応をしていた時代が長く続いた。今はそういうお子さんたちが昔では考えられないくらい早く自宅に戻ることが医療の世界で行われるようになってきた。かつては長期入院という形であったので、病院への訪問教育ぐらいいしかなかったが、今は退院してくるので在宅という状況と、学校に通う、あるいは就学前では療育センター等福祉の場へ通う状況ができた。学校も福祉の現場もそのような、かつて長期入院であったらうという児童・生徒に対してノウハウを持ち合わせていなかった。福祉も使えない、学校も使えないという状況の中で、母親だけに負担を押し付ける形での退院になっているという状況がある。いわば医療難民とでもいうのか、医療が必要なために他のサービスが使えない状況が地域には点在している。これが背景にある。

特別支援学校については、いろいろな整備を行い、看護師を配置したり研修をしたりして医療的ニーズに対応してきたけれども、対応するスピードをしのいで在宅の人たちが増え、ニーズが増えてきている。

学校に関しては問題点が3つある。1つは入学できるかどうか。これは地元の学校に入学できるか、養護学校に入学できるか。2つ目に入学できたとして、通学できるか、スクールバスに乗れるか。3つ目に個々の子どもの状況に応じて付き添いを求められる場合がある。これは子どもの福祉というより親の福祉であるが、この付き添いという状況をどのように解決するか。この3つの問題を総合的に見ていく必要がある。

昨今の全国的な流れを見ていくと例えば人工呼吸器を使うような1対1で医療職、看護師等をつけなければいけない状況の時に、もちろん特別支援学校で見られる場合もあるが、中には親が付き添って地元の小学校に行くというケースも見受けられている。医療の問題として、人工呼吸器を使うというのは非常にケアが高いレベルの方であるが、それも含めて福祉や教育が医療スタッフを抱え、内包しながらいかに支援していくかというのが課題である。

【成田委員】

医療的ケアの現状として、単純に高度化ということではなく、医療的ケアを必要とする子どもたちの状態像が以前は重度心身障害の方と限定されていたところがあったが、今は難病の方や知的障がいの方でも医療的ケアを必要とする方もたくさんいるというのが現状である。望まれる教育の幅も非常に広がっていると受け止めている。そういうことに対応していくことが求められる。

高度な医療的ケアの場合、学校では安全面が大きく影響し、受け入れる時に判断に迷うところだと思う。そういう意味で、私はその子どもたちの通学などを保障していく際に、家から近い学校、何かあった時にすぐに対応できる病院、家の近さを考えると地域の小・中学校の中で、このことをどう受け止めるか、はずすことができない考えだと思っている。

それと同時に、特別支援学校がもう少し小さな形で設置できないかと考えている。小規模化でもっと地域の近くにあれば、専門性の発揮や教員同士の交流も自然にできるし、子ども同士も医療的ケアがある人の存在が分かり、その子どもたちが全体の中で得るものもたくさんあると思う。周囲の子どもたちもその子の存在によって得ていくものは大きいと私自身は信じているので、小規模化を検討していく必要があると思う。今の特別支援学校の状況では、特別支援学校だけで解決していくことはなかなか難しい。

【上田委員】

早期療育の時には、酸素吸入という形でボンベを背負って、通所していた。子どもたち同士が接する様子を見て、地域の学校に行かせたいと思った。小学校入学にあたって、学区の小学校には対象の支援級がなかったのので、学区外に行くことになった。最初は自分も毎日学校へ行っていたが、藤沢市が看護師を配置し、徐々に親の手が離れた。中学校に行く時には、車椅子や医療的ケアが必要であることなどを考え特別支援学校に進学したが、支援級に通学させたい思いはあった。小さな時からいかに地域の中で子どもを育てていくことができるか。地域の中でともに育つことで周囲の理解が得られる部分がある。地域とのつながりがないと孤立感を感じる部分もある。

【齋木委員】

資料で肢体不自由教育部門に在籍する児童・生徒数は微増の中、医療的ケアの数（ケアの延べ数）は10倍、現場としては医療的ケア児及び生徒の在籍率が非常に濃厚化しているという現実がある。

神奈川県では、看護師を配置しながらかつ教員が医療的ケアの担当教員として担い手になり、大きな役割を果たしている。その中で高度な医療的ケアが必要な人たちが増えてきており、これまでのような医療的ケアの体制ではまかないきれない。県でもこの状況は認識しており、昨年度から医療的ケア等のワーキングを立ち上げ、これからの神奈川県の医療的ケアをどういうふうに運営していくか、具体的には神奈川県全体のこれまでの医療的ケアの取組みを整理することを考えるグループと、人工呼吸器の子どもたちに対してどういうふうに教員や学校現場が関わっていったらよいかのガイドラインの作業をしているグ

ループと分かれて検討を行っている。このワーキングが今年度終わるところであり、来年度以降何らかの形で試行などが実施されていくと思う。その中で課題になっているのが、看護師の配置数に加えて、これまでの教員定数の中で配置してきた教員の数がこれだけハイケアの子どもたちが増えている中でそういう計算式だけで済むのかということである。実際にケアをしているのは教員がほとんどなので、教員の体制をどういうふうに充実させていくかという視点は必要である。この視点があつてこそ、医療的ケアが安全に安定的に運営していくことができる。一方で、医療的ケアのない児童・生徒も在籍しているわけで、教員の定数に係る改善によって医療的ケアのない児童・生徒に注がれる教育的なエネルギーも内容も充実していくと思う。医療的ケアのない児童・生徒よりも医療的ケアの必要な児童・生徒が多いクラスもあり、指導体制についても考えていかなければいけない。

【齋木委員】

居住地交流について、医療的ケアが必要な重心の子どもたちについて大事だと思っている。残念ながら特別支援学校は一校に多地区から集中してくるところがあるので、学校の所在地が子どもたちの暮らす地域ではないところがある。子どもたちの地域を将来的にどう保障していくのか。学校としてやれるのは、特に重心の子どもたちのように、限定的な社会の中で生活することになりがちな子どもたちをどう社会に開いていくかということである。鎌倉養護学校は、隣に小学校があるので、小学校の子どもたちをできるだけ学校に呼び込んで定期的にやっている小学校の学年別交流の他、小学校の子どもたちが自分の意思で昼休みなどを使って特別支援学校へ来る場を設けることにより、特別支援学校の子どもたちの実態と触れ合う機会を作っている。ともに生きる社会につながる一つのベースになるのではないかと考える。

【窪島委員】

特別支援学校における医療的ケアの話だけでなく、小学校入学前の問題もあるし、小・中学校での医療的ケアが藤沢市でも増えている。現状のところにも書かれているとおり、看護師の負担が大きく、人材確保が厳しくなってきた。勤務条件にしても日中だったらよいが宿泊はだめという方もいて、特別支援学級は通常級よりも宿泊学習が多い状況もあり、付き添いしてくださる看護師の確保が難しい。

また、安全に実施していくための質の担保や細かな検討というのは今後に向けてというよりも待ったなしという感じである。どこの市町村でも市町村単位だけでは厳しいと感じている。藤沢市はこれまで頑張つてやってみたが、体制をもう一度作り直さないとだめだということに来ており、これについても待ったなしというふうに感じている。

【江川委員】

今の話の最後のところに出てきた小・中学校と市町村の教育委員会と神奈川県教育委員会の関係が素人で分からないが、小学校の中における支援体制をさらに充実させていくのは一つあるが、今の議論は地元でという話になっていくと、地元に対して神奈川県教育委員会として何らかの協力の仕方や連携するような仕組みがないものか。例えば研究会を立ち上げるとか、予算措置をするのか分からないが、だいたい年長児の秋ぐらいに就学の相談会があつて、そこで市町村が受け持つのか、県が受け持つのかという話が出てくる。就学した後も教育委員会に相談しに行くわけだが、利用する側の親の立場からすると神奈川県教育委員会管轄なのか市町村の管轄なのかというよりは、どちらをどう使うかということが分かりにくい。市町村が単独の努力で頑張ろうとするのを見守るだけではなくて、何らかの共同作業ができるべきであると思う。県の中には看護師が40人弱、担当医も10

人以上いる。そういった機能を活用するなどということはある。2年間の検討の中で何か考えていけるとよい。

【渡部会長】

情報共有や役割分担をどういう形で進めていくのか。まず現状の仕組みやバックアップ体制について、何らかの資料があると議論を進めやすい。そこを踏まえつつ、今後検討していきたい。

【齋木委員】

情報提供として、今年度から特別支援学校にいる看護師が市町村の小・中学校にセンター的機能として派遣されている。本校でも1名の看護師が、中学校へ赴き支援することがこの12月から始まった。週1で派遣している。そういった中でゆくゆくは、鎌倉市で配置される看護師が本校で行われているような教員と看護師との連携体制の中で子どもたちの医療的ケアを支援していければよいと感じている。今は、保護者が毎日やっているケアを週1だけ看護師が行って、保護者の医療的ケアを引き継ぎながら学校を支援していくという形をとっている。

【渡部会長】

「視点6 教員の専門性の向上と育成」について御意見をいただきたい。

【田村副会長】

医療的ケアと絡む部分があると思うが、帝京大学では、本校に医学部があり、救急救命士の養成をしている。教職大学院ではそこと提携して昨年度から救急救命士のコースの一部を取り入れ、子どもたちの命を守るためにはどうしたらよいかを学ぶこととしている。各学校では校内研修の中で赤十字や近くの消防署等呼んで、救急救命についての研修を実施していると思うが、大学等を利用すると大規模になるし、かなり高度なシミュレーション機器もある。全ての教員が医学についての関心を高め、子どもたちの命を守れるような基本的技能を学ばせるということは、今後必要になってくると思う。もちろん医療的ケアの段階よりも幅があると思うが、最低限度の医学的知識も今後必要であると思う。

学生たちに力をつけたらこの連中がメンターとなって、現場に出た時に指導ができるような体制を考えている。埼玉県のアスカモデルをモデルとしている。教員養成段階で必要な研修を行い、現場とのつながりができないかと考えている。

【渡部委員】

教員養成系学部が多くで医療的ケアに対する授業が設定されていない。特別支援教育の免許制度でそのことに対応したものがない。そういった意味では、育成の段階で大きく変更していかないといけない。教員になって最初に肢体不自由特別支援学校に配置されて、そこで医療的ケアを担当するという時に事前の構えがあるかということ、ない中で初めて出合い対応している現状があり、課題であると思う。

研修ということ考えた時に、横浜国立大学には臨時教員養成課程というのがあって、高度経済成長の中では98名くらいの現職の先生が1年間研修を行っていた。現在、そのような取組みは夢物語であるし、研修の機会を確保することも難しい現状がある。その中で、大学では、研修ポイントを蓄積していて免許を取るという動きがでてきている。従来の仕組みだけでは対応しきれないという現状がある。

【森委員】

知的障がいと肢体不自由の子どもたちを対象にした話を中心になっているが、ろう学校や盲学校等もある。例えば、県立盲学校では学校の中での研修として年間30回程度、時間割の中に研修の時間を組み込んで新転任者研修を行っている。時間割の中で研修を確保することで時間が確保される。採用から3・4年目の教員が新人教員に教えるという形態で実施しており、3・4年目の人材育成の意味もある。その他、県立ろう学校では、月に1・2回、带状に研修時間を確保し、1学期に重点的に研修を実施している。放課後に手話や教授法等ベテランの教員が講師になって実施している。県として教育センターで行っている研修以外にも各学校で工夫し研修に取り組んでいる現状がある。

また、県でやっている研修の中で他校種訪問と他校訪問がある。他校種訪問は特別支援学校側からいうと特別支援学校の教員が小・中・高校と違う校種の中から自分で学校を選び半日又は一日過ごしてくる研修である。他校種で学ぶことであらためて特別支援学校でやっていることの意味を見直すことができているというところで大変意味がある研修である。帰ってきた先生たちのレポートを読むとそれをととても感じる。

【渡部会長】

若手教員の育成、確保、看護師の研修や非常勤職員の研修についてどういう取り組み方が必要か、このあたりも課題とは思ふ。

【江川委員】

看護師に限って言うと、常勤看護師を県で雇ってくれた関係で夏休みに研修が組めるようになってきている。当初は予算がなく、自主的な研修を行っていたが、現在は予算がつき、研修ができるようになってきている。教員等がケアの一部実施をする資格を得るための、座学と実地研修の実技についても、座学は教育委員会で実施しているが、実技に関しては教育委員会でまとめて行っていたものを、常勤の看護師が実技を教える資格を得て、実技については現場で逐次研修が行える体制をとっている。平成24年度以降の医療的ケアの法律にのっとりた研修体制がようやく整ったというところである。看護師自体の絶対数が足りないというところがあるので、どう調整するかが課題である。

【渡部会長】

それぞれに対して意見が出たが、残りの時間ということでそれ以外も含めて何かあるか。

県と市町村との役割分担についての大きな柱がある。医療的ケアについても、小・中学校は、市町村というところがあり、非常に重要なところである。

一方で、柔軟な就学支援をどう実現するか、小・中学校は、市町村が、特別支援学校は県が設置するという中で、柔軟に行うことをどのように考えていけばよいか。先ほど話があったように、もう少し分散化していくとか、小規模化していけばそこが柔軟な形になっていくかもしれないが、文部科学省が「インクルーシブ教育システムに関する報告書」において提言しているような柔軟な就学支援環境の実現は、現状としてはなかなか難しい実態があるのではないかと考えている。

もう一点、これは政令市と県ということの関係を見た時に、京都府と京都市ではそれぞれの特別支援学校があって、京都市の子どもは市立にそれ以外の子は府立にといった形で行っている。今後、柔軟な就学支援を実現していくためには、県と政令市の現状の設置形態やどこをどのような形でカバーしていくのか等の考え方が、現在見えにくい状態である。

【田村副会長】

人材育成が気になる。現職の教員のレベルアップや送り出していく側の大学等のレベルアップと両方がある。文部科学省もやっと今年から特別支援関係の授業を必修として特別支援学校の免許をとる学生以外にも行うようになった。うちでは十年くらい前から独自の判断で取り入れているが来年からインクルーシブ教育論等も入ってくる。カリキュラムも変化しているがまだまだだと思っている。

教職大学院の立場としては普通のルーキーでなくスーパールーキーを育成したい。現職の先生方の教育に関しては、全くのアイデアでしかないが、例えば教育センターに神奈川県及び近隣の教職大学院共有のサテライト教室を設置して、教育センターの研修講座と授業とをタイアップして行っていく形はできないか。お互いのメリットになりよいのではないかと考えている。他県でもサテライトの取組みはある。大学としてはそういう形でどんどんやっていけないかと思うし、ぜひ大学のリソース（資源）を利用してほしい。

【稲葉委員】

県と政令市、市町村の話があったが、神奈川県の場合、他の都道府県と違って、政令市で県の人口の3分の2を占めるという特殊性がある。権限と役割分担もかなりの部分を政令市が自前で担い、一部県のシステムが入る。教育センターのような話は県のセンターとは絡まない話である。先ほど京都の例もあったが、福岡県も本県とは似ているところがある。神奈川県の場合、横浜市や川崎市等の状況を踏まえて、一方でこの会の冠には「神奈川県」とついているので、それをどういう風に整理していくか。そこを抜きには話せないという印象はある。

【吉田委員】

横浜市内在住の子どもたちは現在、県立あるいは市立の特別支援学校に分かれて通っている。障害種によって、県立か市立のどちらかに、より多くの子どもたちが通っている場合がある。先ほどの京都市内に住んでいれば市立の特別支援学校にというような形にしようとする、例えば、小・中・高等部のある市立の知的障害特別支援学校は現在2校しかない、バランスをどうしていくか、県市での十分な検討と連携が必要だと思う。

【渡部会長】

感想だが、整備といった時に神奈川県と政令市がどう整備していくのか全体像が見えにくい。整備という言葉の難しさを抱えている。今後、子どもたちが柔軟に学べることを進めていくための必要な環境づくりとして考えていけるとよいと思う。

時間がちょうどきてしまったので、今日の検討会はここまでで閉じさせていただく。活発な御意見をいただいた。引き続き中間まとめに向けて進めていきたい。

4 閉会

以上。